

屋島山上観光渋滞対策社会実験業務委託

(ダイナミックプライシング及びパークアンドバスライド実証実験)

仕様書

高松市 観光交流課 観光エリア振興室

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う屋島山上観光渋滞対策社会実験業務委託（ダイナミックプライシング及びパークアンドバスライド実証実験）（以下「本業務」という。）に適用する。

## 1 業務の目的

本市を代表する観光地「屋島」において、屋島山上（本業務では屋島山上観光駐車場より先の観光区域のことをいう。）と屋島山麓（本業務では国道11号から屋島スカイウェイに至る区間の周辺区域のことをいう。）を結ぶ交通手段は、現在、自家用車や観光バスを主体とした自動車交通のほか、JR屋島駅及び琴電屋島駅を発着地とするシャトルバス（屋島山上線）が主要な役割を担っている。

しかし、繁忙期には屋島山上観光駐車場において入庫待ちが発生し、渋滞が生じていることから、観光需要の取りこぼしや観光入込客数の拡大の停滞、さらには渋滞発生に伴う観光満足度の低下が懸念されており、それらに対する対応が必要となっている。

このため、本業務では、屋島山上観光駐車場の利用料金を繁忙期及び閑散期において、変動料金制とする（以下、「ダイナミックプライシング」という。）とともに、屋島山麓におけるパークアンドバスライドを同時に行うことで、駐車場需要がどのように変化するか把握するための社会実験を実施し、実証により得られたデータに基づき分析を行うことで、当該実証事業の渋滞対策としての有効性を検証することを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

※ なお、本業務の受託者については、令和9年2月から同年9月3日まで及び同年9月4月から同年9月11月頃までを履行期間として発注予定の後続業務（新屋島水族館のリニューアルオープン後における社会実験の実施及び最終報告書の取りまとめ等）の受託者として指名することを予定している。詳細については、「7 後続業務（予定）」を確認すること。

## 3 業務場所（主たる対象地）

高松市屋島東町外2町地内とする。

ただし、必要と認められる場合には、その周辺も対象地域に加えるものとする。

## 4 業務の内容

### （1）社会実験の実施に係る関係機関・団体との協議・調整業務

社会実験の実施計画策定や実施に当たり、関係行政機関、高松市屋島山上交流拠点施設及び高松市屋島山上観光駐車場の指定管理者（以下「指定管理者」という。）、臨時駐車場となる施設の所有者及び管理者、屋島山上観光協会等の関係団体との協議・調整を行うこと。

なお、屋島山上観光駐車場の利用料金は指定管理者の収入として収受しているため、本業務の開始後、本市、本業務受託者及び指定管理者の三者間で協議を行い、社会実験実施日における当該利用料金の収受に関する取扱いや、指定管理業務と本業務の経費分担等について定めるものとする。

### （2）社会実験の実施計画策定

屋島山上観光駐車場の利用料金を繁忙期及び閑散期において、ダイナミックプライシングとするとともに、屋島山麓におけるパークアンドバスライドを実施する計画を策定すること。繁忙期においては、利用料金を増額することで駐車場への自動車の流入抑制を図るとともに、山上へ向かう車両を屋島山麓における臨時駐車場へ誘導し、そこからバスにより屋島山上へ客を輸送する実証とする。

また、閑散期においては、利用料金を減額することで、閑散期に屋島山上への入込客数を呼び込むことが可能か実証する。

なお、計画策定に当たっては、本市、指定管理者等と協議の上、決定するものとする。

#### ア 屋島山上観光駐車場の課題の整理

屋島山上観光駐車場の現況の課題を整理すること。

また、ダイナミックプライシングの実施期間外において必要なデータが認められる場合は、必要に応じて測定、取得すること。

#### イ 社会実験実施日の設定

社会実験の実施日については、屋島山上観光駐車場の入込台数が多く、渋滞が見込まれる日の中から、10日間以上設定すること。

また、閑散期においては、ダイナミックプライシングのみの実施日を5日間程度設定すること。

#### ウ 屋島山上観光駐車場の利用料金の設定

社会実験実施日における屋島山上観光駐車場の利用料金案について、需要予測及び他の観光地における駐車場料金等を踏まえ、検討すること。

なお、利用料金の設定については、令和8年6月定例議会における議決を経て改正を見込む高松市屋島山上観光駐車場条例に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなる。

#### エ 屋島山上観光駐車場の利用料金の收受方法

社会実験実施日における利用料金の收受方法について、本市及び指定管理者と協議の上、計画すること。

なお、利用料金については、現状、車両を出場させるときに使用者から收受しているが、それ以外の收受方法を検討する場合については、指定管理者があらかじめ定める必要があることから、十分な協議を行うこと。

#### オ パークアンドバスライドのバス運行計画

パークアンドバスライドのバス運行経路、運行ダイヤ等を設定すること。

バスの確保は2台以上とすること。

また、臨時駐車場について、屋島レクザムフィールドをはじめとして、社会実験実施期間において使用可能な屋島山麓の施設を本市において協議を行い、提供するものとする。

屋島レクザムフィールドについては、日によって異なるが、40台～90台分の駐車区画の確保を予定している。

なお、臨時駐車場の駐車料金及びバス運賃は本業務の調査への協力（アンケート、ヒアリング等）を前提に無料とする予定である。

#### カ 警備配置計画

社会実験実施日における警備配置図、役割分担（総括管理員、交通誘導員、料金徴収員

等)及び必要人数を明記し、警備・交通整理計画を策定すること。

また、必要に応じて警察との交通規制協議案(通行規制・車線規制等)を策定すること。

なお、警備員の配置については、『「高松市屋島山上交流拠点施設及び高松市屋島山上観光駐車場管理運営業務仕様書」中の「4 高松市屋島山上観光駐車場に関する業務の内容」 「(5) 警備員の配置」』に記載のとおり、社会実験実施日において、指定管理者の業務となる場合があることから、指定管理者と十分に協議を行った上で、本業務において、必要となる警備員のみを配置すること。

#### キ 案内看板等の設置計画

社会実験実施に係る来訪者への案内・誘導看板等の設置場所や表示内容等についての計画を策定すること。

#### ク 周知・広報計画

社会実験の実施について市民や観光客に広く周知するため、電子媒体も活用し、認知向上を目的とした事前及び実施期間中における周知・広報方法を計画すること。

#### ケ アンケート調査票

社会実験期間の来訪者、周辺の施設管理者、周辺住民等へのアンケート調査の作成すること。なお、調査方法は、状況に応じてヒアリング形式及びQRコード配布形式等、効果的な方法により実施すること。

### (3) 社会実験の実施

上記(2)で策定した社会実験の実施計画に基づき、次の手配・準備を行うとともに社会実験の運営管理を行うこと。追加で必要な場合は、その都度、手配・準備をすること。

ア 屋島山上観光駐車場に既設の出口精算機により利用料金の収受を行う場合、精算機の設定変更が必要となることから、指定管理者と協議の上、設定変更を行うこと。

イ 屋島山上観光駐車場の料金案内看板の表示変更

ウ パークアンドバスライドに係るバス車両及びバス運転手の確保及び運行

エ 社会実験実施日における周知・広報並びに案内看板等の作成・設置

※看板の設置に必要な手続き等も含む

オ 社会実験実施日の必要人員の配置

総括管理者(全体総括)、交通誘導警備員、渋滞観測員、アンケート調査員、料金徴収員等の人員を必要に応じて配置すること。

なお、交通誘導警備員の配置に当たっては、「交通誘導警備員の配置基準」に基づき、所定の交通誘導警備員を適切に配置するとともに、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】(H18.12.1 付け、18 技企第 8002 号…一部修正(H27.6.1))

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員(注2)

(業務の区分)

- ・ 特定の種別の警備業務(注1)

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1人以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

・ 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1人以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの（注3）において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

（令和3年4月1日現在、高松市に係る路線）

国道（3路線）…国道11号、国道32号、国道377号

主要地方道（4路線）…県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道高松善通寺線、県道三木綾川線

一般県道（4路線）…県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道高松志度線

その他（1路線）…通称さぬき浜街道（高松市寿町1丁目3番6地先を起点とし、観音寺市豊浜町姫浜905番1地先を終点とする路線）

(4) 社会実験データの分析・検証等

社会実験で得られたデータを分析・検証し、ダイナミックプライシング及びパークアンドバスライドの導入に向け、渋滞対策への有効性や、導入する場合の事業性、その他導入に当たっての課題を整理すること。

また、分析・検証に当たっては、人流データ等の多様なデータを活用すること。

なお、抽出された課題への対応策についても提案すること。

(5) 協議会の運営支援

屋島のアクセス課題に関わる官民関係者等で構成する協議会において、関係者等との協議、調整を図りながら、協議会の運営支援や、資料及び議事録の作成を行うこと。

また、その他必要な会議等における資料及び議事録の作成を行うこと。

(6) 報告書の作成

業務内容を取りまとめたものについて、報告書を作成すること。

(7) その他の支援

上記(1)～(6)以外の項目について、業務の円滑な遂行に必要な場合は、本市と受託者で協議の上、弾力的に支援を行うこと。

## 5 成果物

本業務における成果品等一式は、次に掲げるものとする。

(1) 報告書（A4版、パイプ式ファイル） 3部

(2) 打合せ記録簿等 一式

※ 正本はパイプ式ファイル3部のうち1部に綴じ込み、残る2部は複写版の綴じ込みとする。

(3) 上記電子データ 一式（CD-R）

## 6 成果品等に係る留意事項

(1) 成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。

また、成果品の作成に際しては、発注者と受託者で協議の上、内容・形式を決定する。

(2) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。

(3) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他調査等、本業務の執行等に要する費用は全て受託者の負担とする。

(4) 業務内容、データ内容その他、この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(5) その他、仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受託者双方の協議の上定める。

(6) 業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備、不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。

(7) 本業務を実施する上で文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 7 後続業務（予定）

(1) 業務の内容（概要）

本業務の受託者については、令和9年2月から同年3月まで及び同年4月から同年11月頃までを履行期間として発注予定の後続業務（新屋島水族館のリニューアルオープン後における社会実験の実施及び最終報告書の取りまとめ等）の受託者として指名することを予定している。

ア 社会実験の実施に係る関係機関・団体との協議・調整業務

イ 社会実験の実実施計画策定

（ア）社会実験実施日の設定

（イ）屋島山上観光駐車場の利用料金の設定

（ウ）屋島山上観光駐車場の利用料金の収受方法

（エ）パークアンドバスライドのバス運行計画

（オ）警備配置計画

（カ）案内看板等の設置計画

（キ）周知・広報計画

（ク）アンケート調査票

ウ 社会実験の実施

- (ア) 屋島山上観光駐車場の利用料金の精算機の設定変更
- (イ) 屋島山上観光駐車場の料金案内看板の表示変更
- (ウ) パークアンドバスライドに係るバス車両及びバス運転手の確保及び運行
- (エ) 社会実験実施における周知・広報並びに案内看板等の作成及び設置
- (オ) 社会実験時の必要人員の配置
- 工 社会実験データ等の分析・検証
- オ 協議会等の運営支援
- カ 最終報告書の作成
- キ その他の支援
- (2) 成果品
  - 本業務における成果品等一式は、次に掲げるものとする。
  - ア 最終報告書（A4版、パイプ式ファイル） 3部
  - イ 打合せ記録簿等 一式
    - ※ 正本はパイプ式ファイル3部のうち1部に綴じ込み、残る2部は複写版の綴じ込みとする。
  - ウ 上記電子データ 一式（CD-R）

## 8 業務遂行上の注意点

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、関連する法令等を遵守しなければならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して委任し、若しくは請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務を実施する上で必要な資料について、発注者が貸与した資料は使用目的が完了した後は速やかに返却しなければならない。
- (4) 必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。
- (5) 業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。
- (6) 受託者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
  - ア 受託者は、この契約による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - イ 受託者は、この契約による業務を履行するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
  - ウ 受託者は、この契約による業務を履行するために、発注者から提供を受け又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。
    - ただし、調査職員が別に指示したときは当該方法によるものとする。
  - エ 受託者は、前に記載する内容に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあること

を知ったときは、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。

- (7) 受託者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

ウ 受託者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するように下請業者を指導すること。

また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出すること。

- (8) 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

- (9) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：

電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

## 9 その他

その他この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議して定めるものとする。